

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 主要農産物種子対策事業補助金交付要綱の一部改正
- 山羊の定期種牡畜検査の実施
- 健康保険法による保険医の登録
- 国民健康保険法により登録があつたものとみなされる療養取扱機関
- 土地の公用廃止
- ◇公告 宅地建物取引員試験の合格者

告示

鳥取県告示第四百八号

主要農作物種子対策事業補助金交付要綱（昭和三十四年七月鳥取県告示第四百十四号）の一部を次のように改

正し、昭和三十八年度分の補助金から適用する。

昭和三十八年七月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表補助率の欄中「農林大臣の定める期日までに種子取扱機関が買入れた種子量について稲一〇〇キログラム当り四〇円 麦一〇〇キログラム当り二八円 大豆一〇〇キログラム当り三七円」を「農林大臣の定める期日までに種子取扱機関が買入れた種子量について稲一〇〇キログラムあたり四二円、麦一〇〇キログラムあたり三〇円、大豆一〇〇キログラムあたり四〇円」に、「採種団体が残量処理積立金として積み立てる額の八分の五以内又は県が認めた種子配付計画数量について稲一〇〇キログラム当り四七円 大豆一〇〇キログラム当り六三円のいずれか低い額」を「採種団体が残量処理積立金として積み立てる額の三分の二以内又は県が認めた種子配付計画数量について稲一〇〇キログラムあたり七四円、麦一〇〇キログラムあたり五〇円、大豆一〇〇キログラムあたり六六円のいずれか低い額」に改める。

鳥取県告示第四百九号

鳥取県種牡畜検査条例(昭和二十四年三月鳥取県条例第十一号)第五条の規定に基づき、山羊に係る定期種牡畜検査を次の日程により実施する。

昭和三十八年七月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

検査月日	検査時間	検査場所
八月一日	午前九時	八頭郡船岡町 船岡家畜市場
二日	"	河原町 西郷農協
"	"	気高郡気高町 浜村家畜市場
三日	"	鳥取市古海 古海 "
五日	"	八頭郡八東町 丹比農協
六日	"	智頭町 智頭農林高校
八日	午前九時 三十分	東伯郡東伯町 東伯家畜市場
九日	午前九時	西伯郡淀江町 淀江 "
"	"	倉吉市八屋 倉吉 "
"	"	西伯郡会見町 手間検査場
十日	"	日野郡溝口町 溝口家畜市場

"	午後一時	"	江府町 江尾 "
"	十二日 午前九時	境港市竹内	余子検査場
"	午後一時	米子市夜見町	弓ヶ浜駅前
"	午前十時	岩美郡岩美町	浦富検査場
"	十三日 午前九時	"	国府町 宇倍野 "
"	午後一時	鳥取市八坂	倉田農協

鳥取県告示第四百十号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ第五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和三十八年七月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名	住 所	登録の 記号番号	登録年月日
小 亀 一志	鳥取市寺町一	鳥医	昭和三十八年七月十八日
	〇五病院公舎	九九二	

鳥取県告示第四百十一号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十八条の規定する登録について、同法第三十九条第三項の規定により登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十八年七月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録記号番号	氏 名	登 録 年 月 日
鳥医九九七〇	山本 吉蔵	昭和三八、四、一三
〃 九七一	八木 正稔	" 五、四
鳥国薬一四五	角尾 静恵	" 五、二三
鳥国医九九七九	臼井 宗雄	" 六、五
〃 九八〇	須山 稜一	"
〃 九八一	木村 芳子	"
〃 九八二	玉井 嗣彦	"

"	九八三	竹中 正治	"
"	九八四	山本 洋元	" 六、一三

鳥取県告示第四百十二号

次の土地は、昭和三十八年七月二十五日から公用を廃止した。

昭和三十八年七月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	地 目	面 積
西伯郡岸本町上細見字中島ノ下	道路敷	八坪五合五勺
七四、七五地先	水路敷	七坪五合六勺

鳥取県告示第四百十三号

次の土地は、昭和三十八年七月二十五日から公用を廃止した。

昭和三十八年七月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	地 目	面 積
倉吉市字中田三一七八ノ四地先	水路敷	六坪七合

鳥取県告示第百四十四号
次の土地は、昭和三十八年七月二十五日から公用を廢止した。

昭和三十八年七月三十日

鳥取市東町340
元隼物師町130の1
丹後片原町112

公 告

昭和38年度宅地建物取引員試験の合格者を宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号）第11条の規定により次のとおり公告する。

昭和38年7月30日
鳥取県知事 石 敬 二 朗
住 所 氏 名
鳥取市東町340 山本 隆晃
元隼物師町130の1 福原繁二郎
丹後片原町112 木原 雷一

川外大工町26 竹内 克之
今町1丁目81の1 山根 和雄
吉方1区813の12 西谷 三郎
岩美郡国府町大字上荒舟49 島田 昇
気高郡気高町浜村351の1 千馬 馨
八頭郡八東町大字東390 木下 顕忠
鳥取市鹿丁人町32 西本 廉夫
西町1丁目403 君村 明
八頭郡那家町大字福地383の2 福本 信一
岩美郡岩美町浦富1,543 木村 重美
鳥取市御弓町54の1 奥山 峯雄
馬場町18の1 山口 一郎
八頭郡河原町弓河内89の1 松原 忠久
八東町小別府583 細田 福治
那家町石田百井18の1 今葛 順吉
鳥取市行徳207の1 横山 淳
東町302 松本 淳
八頭郡智頭町大字智頭1,539の3 福本 寿良

東伯郡大栄町由良宿1,571 遠藤 政則
大栄町由良宿1,848 田中 博文
関金町那家323 加藤 義彰
倉吉市河原町1,971 尾崎 稔
米子市錦町3丁目53 青砥 巖
富士見町2丁目3の13 本池 重富
安陪73 平田 集安
大篠津町1,840 本池 悌二
米原1,580の15 柴田 博
東福原355 戸川 豊
中町32 松田繁太郎
道笑町4丁目92 荒松 季信
米原1,564の7 元成 哲郎
境港市小篠津町5,080 安田 利
米子市角盤町1丁目128, 山崎 秀一
博労町1丁目52 深井鉄三郎